

事件番号 平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 外110名

被告 国

準備書面（25）の要旨陳述 （原告適格に関する反論に対する再反論）

平成30年3月15日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

本書面は、被告第9準備書面（原告適格について）で述べられている反論に対する再反論を行うものです。

第1 本書面の意義

まず本書面では、いわゆるもんじゅ最高裁判決の意義を再確認した上で、ICRP勧告の制定経過やその内容を踏まえて、その位置づけを明らかにし、ICRP勧告で定める線量限度として定められている年間1ミリシーベルトの被爆の人体に対する影響を説明しています。これらの主張は、被告によるもんじゅ判決や法改正の趣旨、ICRP勧告の捉え方についての反論に対する再反論となっています。

その上で、チェルノブイリ原発事故、福島原発事故を踏まえて、適正な数値を基に行われた瀬尾シミュレーションからすれば、もんじゅ最高裁判決の趣旨を前提にしたとしても、原告ら全員に原告適格が認められ

るということを説明しています。これらの主張についても、放射線管理区域の数値や瀬尾シミュレーション等が原告らの原告適格を基礎づける事情になりえないという被告の反論に対する再反論となっています。

第2 福島第一原発事故を経験した現在における原告適格を認める基準

1 法の目的を考慮しなければならないこと

まず、原告適格を考える上で、法の目的を考慮しなければなりません。福島第一原発事故を契機として、原子炉等規制法及び原子力規制委員会設置法に「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」という目的が明示されました。これらの法改正は、原発事故による悲惨な被害が二度と繰り返されることがないように行われたものです。

ところが、被告国は、原子炉設置許可要件の文言のみを形式的に切り取り、個別的利益として保護している範囲は基本的に同一であると主張しています。これは、悲惨な被害を反省し制定された法の目的を考慮せず、文言変更の有無という点に問題を矮小化してしまう主張です。事故を経験し、それを踏まえた法改正をした現在においてもなお、同事故による放射性物質拡散の状況、被害実態を踏まえないことは許されません。

2 調査官解説のいう「社会通念」は根拠にならないこと

被告国は、もんじゅ最高裁判決の調査官解説を引用し社会通念に照らした合理的な判断を理由に原告らの原告適格の主張を理由がないものと主張しています。しかし、そのような「社会通念」についての理解は、原発事故による被害実態からかけ離れています。

例えば、チェルノブイリ原発事故における被災3国は、法律で原発から約300キロメートル離れた地点でも移転義務を課し、約1800キロメートル離れた地点ですら補償として社会経済的な特典を付与することで、人々を守っています。このような点を踏まえると、被告国が

主張の根拠として挙げる「社会通念」などは、原発事故の実態を反映していないことが分かります。また、当該解説自体、もんじゅ以外のより大きな出力規模を有する原発などについて十分に分析・検討したものではありません。そのため、このような社会通念の捉え方は、被告国の主張の根拠にはならないことが明らかといえます。

第3 ICRP 勧告について

1 はじめに

福島第一原発事故の前後を通じて、国内法は、一般公衆の被曝線量限度を年間1ミリシーベルトと定め、刑罰を用いてでも、これを超える被曝から公衆を保護しています。これは、科学的論争の余地のない、法として確立した公衆被曝に関する社会規範となっています。

2 本項の概要

本書面では、ICRPによる勧告を説明した上で、それと密接に関連する国内法における線量限度の制定過程・規制内容について主張しています。さらに、最低限のラインとして、年間1ミリシーベルトを超える被曝から国民を保護する必要があることについて説明しています。

3 ICRP 勧告

1990年の勧告において、明確に年実効線量限度1ミリシーベルトを勧告していました。これは、放射線防護の目標に従い、放射線障害の発生を最小限に抑えつつ、効率的な利用を考えた際の数値であり、利用面を考慮したとしても当該数値が実行線量限度であるとするものです。これは、2007年・2008年勧告でも基本的に引き続き維持されています。

また一方で、参考レベルというものが制定されていますが、非常事態下において、一人一人の受ける線量がばらつくような状況が生じた場合に、

不当に高い被曝を受ける人を無くすことがその目的といえます。そのため、このレベルによって実行線量限度に変化があるわけではありません。

以上の通り、ICRPは長きにわたって、公衆被曝の線量限度を実効線量年間1ミリシーベルトと勧告しており、国内法は、当該勧告を尊重して、厳格な法的担保を設定し、公衆被曝を規制しているのです。

第4 極低線量率・極低線量の被曝であっても統計的に有意ながん・白血病リスクの増加が生じること

1 はじめに

極低線量率・極低線量の被曝ですら統計的に有意ながんリスクの増加が生じることが最新の疫学的研究によって明らかにされています。

2 「国際コホート研究：放射線をモニターされた労働者の白血病およびリンパ腫による死亡リスクと電離放射線」

2015年、放射線をモニターされた労働者の白血病およびリンパ腫による死亡リスクと電離放射線という研究結果が公表されています。

この研究は、長期的低線量放射線被曝と白血病との間に関連性が存在するということの強力な証拠とされており、国際がん研究機関「IARC」も、この研究は、白血病による死亡と電離放射線被曝との正の関連性を裏付ける強力な証拠を浮かび上がらせ、被曝によって白血病のリスクは直線的に増加するということを示したものと評価しています。

3 「職業上の電離放射線被曝によるがんリスク：英米仏労働者の後ろ向きコホート研究」

また、2015年、職業上の電離放射線被曝によるがんリスクという研究結果が公表されています。IARCは、本研究について、低線量電離放射線の長期的被曝が固形がんによる死亡を増加させることを示しており、この研究結果は、長期的な低線量電離放射線被曝後のがんリス

クに関する直接的な証拠を提供するとしており、本研究は、固形がんと低線量電離放射線被曝との間の因果関係を強化するものといえます。

4 結 論

以上のように最新の研究結果から、極低線量率・極低線量の被曝であっても統計的に有意ながん・白血病リスクの増加が生じることが明らかとなっています。したがって、100ミリシーベルト以下の線量においても白血病を含むがんのリスクが科学的に明白に存在し、統計的にも有意であることは、もはや争点たり得ず、「100mSvを下回る被曝線量でがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告は存在しない。」などという被告の主張には理由がありません。

第5 瀬尾氏シミュレーションの正当性

次に、過酷事故の場合、原告らが年間1ミリシーベルト以上の被曝の恐れがあるという結果が明確に出ている瀬尾氏シミュレーションについて、被告国は、「総じてその根拠が不明であって信用性に乏しい。」と反論しています。しかし、瀬尾氏のシミュレーションは、アメリカの原子力委員会の用いた計算手法を元にして緻密に災害の評価を行ったものであって、信用性に乏しいなどの批判は的外れなものというほかありません。

第6 結 論

最後になりますが、これまで述べてきた通り、被曝の影響は人生そのものを狂わせるものであり、耐えがたい苦痛が生じることに疑う余地はありません。この極めて過酷なリスクを避けるために、安全安心に暮らしていくために、各ICRP勧告により示され、国内でも検討の上、その重要性から法に導入された数値こそが実効線量限度年間1ミリシーベ

ルトなのです。そのため、これを超える被曝のおそれがある者には、本訴訟において原告適格が認められて当然といえます。

よって、本件各原発が過酷事故を起こした場合に、必然的に線量限度である年間1ミリシーベルトを超える被曝を受けるおそれのある原告らの原告適格は認められるべきです。

以 上